

# 議会運営委員会 会議録

日 時 令和4年5月27日（金曜日）  
午前10時00分開会、午前11時45分閉会  
場 所 第3委員会室

## 日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長挨拶
- 4 協議事項
  - (1) 令和4年第3回（9月）定例会の日程（案）について
  - (2) 令和4年第2回（6月）定例会の運営について

### ① 日程について

### ② 上程される議案等について

ア 報 告	9 件
イ 条 例	3 件
ウ 補正予算（先議議案）	1 件
エ 補正予算	1 件
オ 契約・財産の取得	2 件
カ 市道の認定等	2 件
キ 人事（議案・最終日提出）	1 件

### ③ 請願・陳情について

### ④ 各種委員会委員の選出について

#### 【健康つちうら21計画推進委員会委員（選出すべき人数 1名）】

- ・委員の任期 令和4年7月1日から令和7年6月30日まで
- ・従来の選出方法 文教厚生委員会から1名選出

#### 【土浦市都市計画審議会委員（選出すべき人数 3名）】

- ・委員の任期 令和4年7月1日から令和6年6月30日まで
- ・従来の選出方法 総務市民委員会、文教厚生委員会及び産業建設委員会から各1名選出

#### 【土浦市国民健康保険運営協議会委員（選出すべき人数 2名）】

- ・委員の任期 令和4年7月1日から令和7年6月30日まで
- ・従来の選出方法 文教厚生委員会から2名選出

#### 【土浦市多文化共生推進プラン検討委員会委員（選出すべき人数 1名）】

- ・委員の任期 令和4年7月17日から令和7年7月16日まで

- ・従来の選出方法 総務市民委員会から1名選出
- (3) 予算決算委員会委員の選任・正副委員長の選出について
- (4) 「政務活動費の手引き」の改正について
- (5) 議員研修会について
- (6) その他

## 5 閉 会

---

### 出席委員（7名）

委員長 海老原 一郎  
副委員長 平石 勝司  
委員 篠塚 昌毅  
委員 鈴木 一彦  
委員 下村 壽郎  
委員 今野 貴子  
委員 塚原 圭二

---

### 欠席委員（0名）

---

### その他出席した者

議長 小坂 博  
副議長 勝田 達也

---

### 説明のため出席した者（5名）

副市長 東郷 和男  
副市長 片山 壮二  
市長公室長 川村 正明  
財政課長 山口 正通  
財政課財政係長 小神野 昭博

---

### 事務局職員出席者

局長 塚本 隆行  
次長 天貝 健一  
次長補佐 小野 聡  
主任 津久井 麻美子  
主任 松本 裕司  
主幹 片岡 美保  
主幹 宮崎 めぐみ  
主幹 鈴木 優大

---

傍聴者（0名）

---

○海老原委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありませんね。

（「ありません」との声あり）

○海老原委員長 では、議長から御挨拶願います。

○小坂議長 本日は早朝からありがとうございます。本日はいろいろ協議事項がございますので、よろしく願いいたします。

○海老原委員長 それでは、早速、協議事項に入ります。協議事項1 令和4年第3回定例会の日程案について、協議をお願いします。執行部から説明をお願いします。

○東郷副市長 資料ナンバー1でございます。令和4年第3回定例会の日程案でございます。9月6日開会、9月30日金曜日閉会の日程でお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の件で、何か御意見ありますか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長 それでは、第3回定例会の日程については、執行部説明のとおりいたします。次に、協議事項2 令和4年第2回6月定例会の運営についての協議をお願いします。執行部から日程について説明をお願いします。

○東郷副市長 資料ナンバー2をお願いいたします。令和4年第2回定例会日程案でございます。6月7日開会、6月24日閉会にてお願いいたします。なお、低所得者の子育て世帯に対する児童一人あたり5万円の特別給付金の補正予算につきましては、国の方から6月中に支給を求められておりますので、大変申し訳ございませんが6月7日の初日に先議をお願いしたいということでございます。それから全員協議会ですが、最終日に人事案件を予定しておりますので、一般質問の最終の日に土浦市固定資産評価委員の選任について全員協議会をお願いしたいと思っております。最終日は案件はございませんが必要が生じた場合はお願いしたいと思っております。また初日につきましても執行部からはございませんが何かありましたらお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の件で、何か御意見ありますか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長 次に、上程される議案等の説明をお願いします。まず、報告について、執行部から説明をお願いします。

○川村市長公室長 第2回定例会の議案等概要につきまして、御説明いたします。サイドボックス、議会運営委員会、令和4年、5月27日開催、資料3 議案概要を御準備ください。1ページ、表紙を御覧ください。今回の提出案件は、報告9件、議案10件、合わせて19件でございます。2ページをお願いします。提出案件の一覧でございます。

報告といたしまして、専決処分1件、予算の繰越5件、法人の経営状況3件、議案といたしまして、条例3件、補正予算先議案件1件、補正予算1件、契約・財産の取得2件、市道の認定等2件、人事1件をお願いするものでございます。3ページを御覧ください。専決処分について御説明いたします。報告第9号公用車に係る物損事故の和解につきましては、救急車がつくば市春日1丁目地先の国道408号線を緊急走行中、交差点に進入したところ、左側から直進してきた車両に接触し、双方の車両の一部が破損したことに係る和解でございます。和解成立日に専決処分を行ったものであり、地方自治法第180条の規定により報告するものでございます。報告第10号から第14号までの5件につきましては、各会計の予算の繰越しでございます。内容は、4ページの繰越の概要のとおりでございます。会計区分毎の繰越額及び主な事業を掲載しております。規模の大きな事業であり、進捗状況などから継続費については逐次繰越、繰越明許費については明許繰越を前年度に御承認をいただき、繰り越しを行っているものであります。今回は、新型コロナウイルス感染症対策事業のほか、国の補正予算に伴う前倒し事業があることから、件数及び繰越額が大きくなっております。なお、一般会計の事故繰越の2件につきましては、令和2年度の事業ですが、荒川沖駅東口のトイレ及び川口運動公園のトイレ改修工事において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、資材が納入されず、履行期間中に業務を完了することができなかったことによるものです。表の一番下、合計で61件、約45億3,000万円について、予算の繰越措置を行うものでございます。5ページをお願いします。報告第15号から第17号につきましては、市が資本金等の2分の1以上を出資している法人については、地方自治法の規定により、事業計画を提出することになっていることから、一般財団法人産業文化事業団ほか2法人の令和4年度事業計画について、御報告するものでございます。主な事業計画は記載のとおりでございます。なお、資料については、サイドブックの本会議、令和4年、第2回定例会、事前配布資料フォルダに後ほど掲載いたしますので、御確認いただきたいと思います。報告案件についての説明については、以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○海老原委員長 次に、条例について、説明をお願いします。

○川村市長公室長 6ページをお願いします。条例3件について、御説明いたします。議案第39号土浦市税条例の一部改正につきましては、固定資産評価審査委員会の委員定数について、委員会運営の実情に合わせる改正で、近年の審査件数の状況等を鑑み、委員定数を6人から3人とするもので、任期の開始日である6月29日から施行するものでございます。議案第40号土浦市障害者自立支援センター条例等の一部改正につきましては、障害者自立支援センター条例、療育支援センター条例、つくしの家条例において、使用料を利用料に改めるほか、使用料の減額規定に係る条文を削除するなどの改正で、公布の日から施行するものです。7ページをお願いします。議案第41号霞ヶ浦文化体育施設条例の一部改正につきましては、令和2年10月から令和4年8月にかけて実施している、文化棟及び大体育室・小体育室の冷暖房設備設置・改修工事等に合わ

せて、使用料を受益者負担の観点から、電力量料金で算出した額とする改正であり、本年9月1日から施行するものです。条例については以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

○鈴木委員 39号の税条例は総務市民委員会で審議するのでしょうか、委員定数を実態に合わせる改正ということで、半分に減るところをもうちょっと詳しい実状という所を教えて欲しい。

○川村市長公室長 まず固定資産評価審査委員会の委員ですが、地方税法で市町村に設置が義務づけられておまして、定数は3人以上として条例で定めるとされております。本市においては定数を6人としております。近年そういった状況ですけど、令和2年度が2件、令和元年度は0件。評価替えがあった平成30年度が3件ということから件数がさほど多くないということ。それから適任者が見つからないというような部分もあるようでございます。そのようなことから税法上の3人に当てはめるということであります。

○篠塚委員 議案第41号の霞ヶ浦文化体育施設条例の一部改訂ですが、冷暖房設備及び改修工事に伴う使用料の改正とありますが、冷房と暖房を使用しなくてもこの金額ということなんでしょうか。

○川村市長公室長 今回の工事で冷暖房を新設した施設が大体育室及び小体育室。それとトレーニング室と軽体操室となります。それらにつきましては冷暖房を使用した場合には加算になるというものでございます。

○篠塚委員 タイトルが勘違いしやすいので。冷暖房を使えるようになったからこの金額になったのかと。使った場合はまた別料金を請求するということですね。設備投資があったので金額を改定しましたということよろしいですね。

○川村市長公室長 そういうことでございます。もう一つは大体育室・小体育室の照明をLEDに交換しております。これについては値下げをしております。

○塚原委員 体育館を借りるだけの金額はどこを見れば良いですか。冷暖房を使用した場合はこの金額が加算されるということでしょうか。

○川村市長公室長 付属設備の使用ということになりますので加算ということになります。

○海老原委員長 そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 次に、補正予算先議議案及び補正予算について、説明をお願いします。

○川村市長公室長 8ページを御覧ください。補正予算について御説明いたします。議案第42号 令和4年度一般会計補正予算第3回につきましては、先議をお願いする案件でございます。一般会計歳入歳出予算を御覧ください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億8,654万1,000円を追加し、総額を532億7,193万4,000円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金の増でございます。歳出の内容につきましては、下の概要を御覧ください。3款民生費、2項児童福祉費、3目児童手当費及び4目母子父子福祉費は、いずれも、低所得の子育て世帯生活支援特別給付

金支給事業でございます。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費等の物価高騰などに直面する低所得の子育て世代に対し、特別給付金を支給し生活の支援を行うものです。3目の事業は、ひとり親世帯以外分、4目の事業はひとり親世帯分で、いずれも、児童一人当たり一律に5万円を支給する費用の計上です。全額国の負担があることから、歳入に同額を計上するものです。なお、ひとり親世帯分で、児童扶養手当受給者については、手当の仕組みを活用し、プッシュ型で可能な限り6月までに支給することが求められていることから、先議をお願いするものでございます。9ページをお願いします。議案第43号令和4年度一般会計補正予算第4回は、本年4月28日に国から示されました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億9,146万円の充当事業などでございます。一般会計歳入歳出予算を御覧ください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ、7億1,036万6,000円を追加し、総額で539億8,230万円とするものでございます。歳入につきましては、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、繰入金の計上でございます。歳出の内容につきましては、下の概要を御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、14目男女共同参画推進費、女性のための寄り添い支援事業は、内閣府の令和4年度地域女性活躍推進交付金事業に採択となり、実施する事業でございます。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、社会的に孤立し、困難や不安を抱える女性に、行政・NPOが垣根を越えて、社会全体で手を差し伸べ、各種相談や居場所の提供、ハローワークへの同行など、個人に寄り添ったきめ細かい支援を実施するための費用の計上です。事業費の4分の3の国の補助があることから、財源として国庫支出金を計上するものです。3款民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉費、老人福祉施設開設準備経費助成事業は、旧土浦協同病院救急センター跡地に介護医療院を開設する社会医療法人に対する、施設の開設準備に要する補助金の計上で、全額、県の補助があることから、財源として同額を計上するものです。10目非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に対し、生活・暮らしの支援を行う観点から、新たに臨時特別給付金を支給する費用の計上です。対象世帯は、令和4年6月1日において、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯で、令和3年度と同給付金を受給していない世帯、また、家計急変世帯で、世帯員全員が令和4年度の住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯になります。給付額は、1世帯あたり10万円で、全額国の補助があることから、財源として同額を計上するものです。10ページをお願いいたします。5款農林水産業費、1項農業費、7目農地費、土地改良区等指導育成事業は、板谷第2地区が運営している農業用水供給用の揚水施設が、故障し利用できなくなったことから、修繕に係る補助金の計上です。6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、プレミアム付商品券発行事業は、感染症の影響により、低迷している地域経済の再生、活性化を図るためのプレミアム付き商品券の発行に係る費用の計上で、財源として、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。なお、今回は、5,000円で1万円分の商品券が購入できる、プレミアム率100パーセントとするものでございます。8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、消防団の力向上

モデル事業は、消防団員数の確保・地域防災力の一層の充実強化が全国的な課題となっている中、社会環境の変化に対応した消防団運営の普及・促進を目的として、総務省消防庁が実施するモデル事業に採択されたことから実施する事業です。具体的には、消防団員が行う事務をデジタル化することで、事務負担を軽減し、消防団の活動環境の改善を図るための費用の計上で、全額国の負担があることから、財源として同額を計上するものです。9款教育費、5項保健体育費、3目体育施設費、体育施設維持管理は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対し、経済的負担を軽減するとともに、レジャー・余暇活動を支援するため、中学生以下の子どもがいる全ての世帯に水郷プールの招待券3回分を配付するための費用の計上で、財源として、臨時交付金を充当するものです。また、施設使用料について、財源更生を行うものです。補正予算については、以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

○鈴木委員 プールの招待券はおそらく文教厚生委員会で審議することになるんだろうと思いますが、文教関係の部長さんはいないので予告しておきますが、公室長から伝えて欲しいんだけど、新型コロナウイルス感染拡大の影響が出ている子育て世帯に対して、経済的負担の軽減を図るとともに、余暇活動を支援するためと出ているんだけど、果たしてプールの方の感染症対策がしっかりできている状態で回数券を配るようにしないと、プールに行きました、感染しましたということではまずいから、そこら辺を委員会の時におたずねすることになると思うので、その辺の対策をどう講じているかというのをしっかりと研究して委員会に臨んでいただきたいと思います。

○川村市長公室長 鈴木委員がおっしゃるとおり、感染症対策がしっかりと行われていなくては元も子もありませんので、その辺のことは担当課の方もしっかりと行うと聞いておりますが、今の御意見をお伝えしたいと思います。

○今野委員 消防団員事務のデジタル化ということで具体的に少し教えていただけますか。

○川村市長公室長 具体的に申し上げますと、消防団員の幹部にタブレットを整備するというものでございまして、分団長用60台を配備すると。出動報告等をデジタルで報告できるようにしたい。会議資料のデータ化、意見等をネットワークで共有する事による事務の簡素化、経費削減などによりスピード力のある消防団を作っていく、団員の確保に繋げていくというような事業でございます。

○篠塚委員 2点お伺いします。まず歳入の使用料及び手数料の減額の主な理由をお伺いします。2点目に先ほど鈴木委員も質問していた体育施設維持管理の中ですが、プールだけ出なくて、土浦市が持っている全ての施設の中で利用できるというようなことは考えなかったんですか。

○川村市長公室長 御質問1点目の歳入ですけど、3回分の無料券の配布により歳入が減ります。3回のうち1回かと想定しております。3回分を配布しますがそのうち1回分が使用されるのではないかと。とりあえず予算上は1回分の使用料の収入を落としているということでございます。それと全ての施設につきましてはそこまでの議論はして

いなかったところでございます。

○東郷副市長 学校の通常のプールを使用しないので、そういった面もありましてプールに絞っているということでございます。

○篠塚委員 プールに絞ったのは分かるんですけど、プールだけじゃないと思うんですよ。レジャーって。土浦市のレジャー施設があるのであればそこを有効に使えるように検討なされた方が。これ限られた人たちしか使えないだろうし、国の予算を使ってなされるのであれば検討しても良いのかなということです。

○東郷副市長 御意見をいただいたので検討できる物があれば検討したいと思います。

○塚原委員 商工業の商工費の中のプレミアム商品券なんですけど、5,000円で100パーセントの1万円。今回のやり方としては前回と同じようなやり方で、全戸にはがきなどを送って、一人1冊までとか3冊までとか、どういうやり方でやるのか教えていただきたい。

○川村市長公室長 プレミアム付き商品券の実施方法ですが、前回と同じ方式でございまして、全世帯に引き換えのできる通知を送るというのでございます。実施主体も商工会議所と同じでございまして。販売場所も市内郵便局などと前回と同じでございまして。

○塚原委員 1回目の交換については特に問題はないんですけど、2次で募集する時ですよね。結局残ってしまって2次募集しますよというやり方について、他の市町村の方が抽選に当たって使っていただくのは問題がないんですけど、振り分け方が本当に正しいのかなと。土浦市のために他の市町村の方がきて土浦で買ってくればそれで良いのですが、土浦市の方で当たらない方が結構いて、他の市町村の方が相当数当たっているとか。相当不満が出ていたところがあって、これはもう2回3回とやっているところなので、明確にさせていただいた方が市民の方たちも納得できる場所があるんじゃないかと思ってお願ひしたいなと思います。

○川村市長公室長 前回2次募集の時に市外の方も変えるような形を取りまして、皆様からいろいろ御意見をいただいたところでございます。今回は2次募集の時も購入できるのは市民だけにすると担当課の方から聞いております。

○海老原委員長 そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 次に、契約・財産の取得から人事案件について、説明をお願いします。

○川村市長公室長 11ページをお願いします。続きまして、契約及び財産の取得でございます。議案第44号神立小学校屋内運動場及び特別教室棟長寿命化改良建築主体工事請負契約の締結については、一般競争入札により、株式会社山本工務店と3億1,240万円で工事請負契約を締結するものです。議案第45号財産の取得につきましては、会計時における接触機会を減らし、感染症の感染リスクを低減させるとともに、市民の利便性の向上を図るため導入する、キャッシュレス決済用の端末機と連動するPOSレジスター及び自動釣銭機の機器購入について、関東情報サービス株式会社と2,550万9,000円で売買契約を締結するものでございます。以上2件の契約及び財産の取得について、議決をお願いするものでございます。12ページをお願いします。議案第



46号市道の路線の認定については、新治南528号線及び529号線、13ページの虫掛67号線については、いずれも、県道小野土浦線整備事業に伴い、今後、県へ移管することを見据えた関連路線の認定でございます。14ページは、真鍋4丁目地内、15ページは、中村南5丁目地内における、いずれも、民間会社の開発行爲に伴う認定でございます。16ページをお願いします。議案第47号市道の路線の変更については、こちらも、県道小野土浦線整備事業に伴うもので、関連路線の終点の変更でございます。17ページをお願いします。最終日に追加提出いたします、人事案件1件を予定しております。議案第48号土浦市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意については、本年6月28日に任期満了を迎えることから、新たな委員3名について議会の同意をお願いするものです。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

○鈴木委員 議案第44号の神立小学校の長寿命化の件なんですけど、冒頭一般会計の繰越明許費の中に小学校の長寿命化が入っていますから、その中の物なのか。または別の物なのか教えていただきたい。

○川村市長公室長 おっしゃるとおり、4ページの繰越明許費の概要の表の中にある小学校長寿命化改良事業でございます。

○鈴木委員 その長寿命化は神立以外どこかはいっていますか。

○川村市長公室長 今回の予算の中で小学校の長寿命化に入っているのは神立小学校だけでございます。

○鈴木委員 中学校の長寿命化と大規模改良事業はどこの中学校ですか。

○川村市長公室長 今資料が。

○鈴木委員 委員会でやるから、担当に話しておいてください。

○川村市長公室長 分かりました。

○海老原委員長 そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 以上で、上程される議案等の説明は終わりました。その他、執行部から何かありますか。

○東郷副市長 それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。

#### 【執行部退席】

○海老原委員長 次に、請願・陳情についての協議に移ります。まず受理番号2番から4番の市外者からの郵送による陳情について事務局から説明願ひます。

○天貝事務局次長 提出期限まであと1週間ありますが、これまでに提出されましたのが陳情3件、請願1件でございます。受理番号2から4につきましては、いずれも市外からの郵送によるものです。受理番号2は神奈川県大和市の女性スペースを守る会から提出されたもので、女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情です。下のページ番号で3ページの陳情の理由を御覧ください。要約しますと令和3年の労働安全衛生規則等の改正で、労働者数が10人以下であれば男女別のトイレでなく共用で良いとされたことから性犯罪の増加が懸念される。そうしたことから男性用と女性用に区

別して設けることを崩さないよう求める内容であります。続いて6ページ、受理番号3、国民の祝日海の日を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情で、提出者は東京都千代田区の海事振興連盟でございます。内容を要約しますと、7ページ上段に記載されているように、かつては7月20日から31日までを海の旬間とし、各地で様々な行事が開催されていたものの、ハッピーマンデー制度により海の日が固定化されなくなったことから行事が活発に開催されなくなりました。ついては、海の日が7月20日に固定化されれば関連行事が活発に開催され、国民の目が海辺の町、海に係わる産業やそこで働く人たちに向けられ、後継者になろうとする人たちの増加につながると期待される。よって、固定化の意見書を国に提出して欲しいというものであります。続きまして10ページ、受理番号4、沖縄を捨て石にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情で、提出者はさいたま市の辺野古を止める全国基地引き取り緊急連絡会でございます。内容は下段の陳情項目に記載のとおり、1 沖縄を捨て石にした差別的な安全保障政策をやめること。2 辺野古新基地計画を断念すること。3 普天間基地は本土に引き取り、日本全体で問題解決すること。これら3件の陳情については市外からの郵送によるもので、先例では全協でコピーを配布することとなっております。御協議をお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、御意見等はございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、受理番号2から4については、事務局の説明のとおり、先例に基づき、全員協議会において全議員に配布することで、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは、受理番号2から4についてはただ今のとおり決定いたします。次に、受理番号5の請願について事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 つくばエクスプレス延伸の土浦への誘致を求める請願書です。紹介議員は矢口勝雄議員で提出者は14ページ記載の通り中央二丁目地区長でございますこちら主旨を朗読させていただきます。茨城県がTXのつくば駅からの延伸に向けた調査費1,800万円を本年度予算に計上したと報道されました。延伸ルートの候補として筑波山方面、水戸方面、茨城空港方面そして土浦方面の4つの案が示され、今年度中に一つのルートに絞り込まれます。土浦市は、かつて県南の商業都市として栄え市街地は活気に溢れていました。しかし、バブル経済の崩壊以降、商業施設が少しずつ撤退し中心市街地が衰退するとともに人口の空洞化が進んでしまいました。このような中、TXの2つになることで利便性が向上します。また、土浦の知名度が向上し、東京への通勤圏内であると認知されることにより定住人口の増加が大いに期待できます。それにより中心市街地を含め土浦市全体の商業活動が活発になり本市経済の活性化が図られることは明らかです。加えてTXが土浦を経由して茨城空港に延伸されれば、空港に直接アクセスできることから更に利便性が向上するとともに、インバウンドにより観光面などの大きな経済効果が見込めますので、茨城空港への延伸についても期待するところです。TX延伸ルートの決定までには時間がありません。つきましては、TX土浦延伸を実現

する会が発足し要望活動を展開するとの報道がありましたが、土浦市の未来のために土浦延伸を必ずや実現するよう、市が全力で誘致することを強く求めお願いいたします。請願事項。つくばエクスプレスTXの延伸ルートが土浦方面に決定するよう、土浦市が全力で誘致すること。以上です。付託する委員会について御協議をお願いいたします。

○海老原委員長 付託する委員会は総務市民委員会か、産業建設委員会かと思うのですが。

○篠塚委員 企画がというのであれば総務市民委員会なのですが、商業とかといえば産業建設委員会。ただ二つの委員会にまたがっていたり、全体であったり。TXの延伸の実行委員長は市長でありますし、議会としても対応しなければならないというのであれば、議会運営委員会で預かって議会の意見として取りまとめてやっていった方が良くと思うので。どちらかの委員会にするとちょっと残っちゃうかなと思うので。議会運営委員会でとりあえず預かってやっていくというのはどうでしょうか。

○海老原委員長 それはどうなんだろう。

○天貝事務局次長 議会運営委員会でも請願の審査は可能でございます。過去にもやったことがございます。

○海老原委員長 今篠塚委員から受理番号5については議会運営委員会という意見が出ましたがどういたしましょうか。

○鈴木委員 賛成です。正副議長もTXの要職に就いているわけですから。議運でやった方が先ほど篠塚委員がおっしゃった通りかと思うので。

○海老原委員長 これ議運でやっても問題ないんだよね。

○天貝事務局次長 特に問題はございません。付託されますと定例会中に議運を開いていただいて、その中で審査していただくと。最終日には本会議にて委員長が報告するということになります。

○海老原委員長 いかがいたしましょうか。では受理番号5の付託先は議会運営委員会ということで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 御異議なしと認め、受理番号5については議会委運営委員会に付託といたします。次に、議会ホームページへの掲載のための、請願・陳情書の個人情報の取り扱いについて事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 受理番号2から4につきましては上程されないことになりましたので公表される文書表からは削除されます。残るのは受理番号5のTXに係る請願書になります。これにつきましては市の情報公開の扱いでは、番地と中央二丁目地区長の氏名が非公表になるということでもありますので、それにならって非公表にすべきと考えます。説明は以上です。

○海老原委員長 個人情報の取り扱いについては事務局説明のとおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 次に、各種委員会等委員の選出について、御協議をお願いします。事

務局から説明願います。

○**天貝事務局次長** 件名一覧をお開きください。1 ページ目の一番下4 各種委員会委員の選出についてを御覧ください。健康つちうら2 1 計画推進委員会委員につきましては、選出すべき人数は1 名で、従来の選出方法は文教厚生委員会から1 名でございます。土浦市都市計画審議会委員につきましては、選出すべき人数は3 名で、従来の選出方法はそれぞれの委員会から各1 名でございます。土浦市国民健康保険運営協議会委員につきましては、選出すべき人数は2 名で、従来の選出方法は文教厚生委員会から2 名でございます。土浦市多文化共生推進プラン検討委員会委員につきましては、選出すべき人数は1 名で、従来の選出方法は総務市民委員会から1 名でございます。それぞれの選出方法につきまして御協議をお願いいたします。

○**海老原委員長** 皆様、御意見等はございますか。

○**篠塚委員** 従来どおりでよろしいかと思えます

○**海老原委員長** 今篠塚委員から従来とおりという意見がございましたがそちらの方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○**海老原委員長** それでは、従来どおりの選出方法といたします。次に、協議事項3 予算決算委員会委員の選任・正副委員長の選出について協議をお願いします。事務局から説明願います。

○**天貝事務局次長** 予算決算委員会は、2 年前の令和2 年の第2 回定例会において初めて設置されまして、その議会の初日6 月2 日に全議員が委員として選任されました。つきましては今定例会前に委員の任期2 年が経過し、改めて選任する必要があることから、今定例会の初日に予算決算委員会委員の選任を行うものです。なお、先程執行部から説明があったように、初日に補正予算の先議が求められておりますので、議事日程の始めの方で委員の選任を議決し、休憩中に早速補正予算の審査を行っていただくこととなります。審査に先立ちまして、まず正副委員長の互選をする必要がありますので、スムーズに進行するため、本会議前の全協で正副委員長を内々で推薦していただいた上で、本番の委員会で正式に互選する運びでお願いしたいと存じます。なお、委員会での互選は年長者を座長として進行することになります。

○**海老原委員長** 皆様、御意見等はございますか。

○**篠塚委員** 今までどおり全議員を選任した方が良いと思えます。

○**鈴木委員** 年長者は誰ですか。

○**天貝事務局次長** 柴原議員となります。

○**鈴木委員** 休んだ場合は。

○**天貝事務局次長** 柏村議員となります。

○**海老原委員長** その件なんだけど改選してすぐの時は議長が決まっていなくて、年長者が座長をやるんだけど、年長者がやるんじゃなくて議長で良いじゃないかな。

○**天貝事務局次長** 委員会条例によりますと、委員長及び副委員長が欠けた場合の互選という条文がございまして、議長が議会の収集日時及び場所を定めて委員長の互選を行

わせる。2項で前項の互選の場合は年長の委員が委員長職務を行うと規定されていますので、年長者ということになるかと思えます。

○海老原委員長 定例会初日に予算決算委員会の選出を本会議でして。当日の流れを事務局。

○天貝事務局次長 本会議を開会してから会期日程の議決をして、予算決算委員の選任をいたします。全議員を選任いたします。そのあと市長から議案の説明があり、先議を求められていますので休憩いたします。休憩中の委員会で、開会前の全員協議会にて推薦していただいた正副委員長を正式に互選するということになります。

○篠塚委員 年長の議員が議事進行するということなんですが、委員会の条例の見直しも議運で諮って、改選後だったら議長になるのは分かるんですけど。議会のトップですから。全ての進行をするのが議長だと思いますので、その辺を直せば良いのであれば良いのかなと思うので。今回は見直しは行いませんが、その辺を議運で諮っていただいた方が良くと思います。

○天貝事務局次長 委員会の裁量権というのがありますので、それにつきましては改正して良いものかも含めまして、全国議長会に確認しながら検討して参りたいと思います。

○海老原委員長 検討事項ということで。その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 予算決算委員会委員の選任並びに正副委員長の選出についてはただ今のおりとさせていただきます。次に、協議事項4 政務活動費の手引きの改正について、協議をお願いします。事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 始めに本日政務活動費の手引きの改正について御協議いただくこととなった経緯について御説明いたします。昨年度の政務活動費の各会派から提出された収支報告書につきましては、4月に総務市民委員会において本市議会の手引き、いわゆる使途基準に適合しているか審査を行いました。その中で一部の会派の収支報告書の資料購入費の新聞購読料に政党機関紙の年間購読料2名分、金額にして8万3,928円が上げられていた件について協議がなされました。その結果、現在の手引きには政党機関紙の購読についてのルールがないことから政務活動費を充当することを認めるとしたものの、政党機関紙の扱いについて今後議運で議論していただくよう総務市民委員会から要請があったものでございますつきましては本日御協議いただくにあたって資料を用意してございますので、その説明をさせていただきます。資料5をお開きください。政務活動費にて政党機関紙を購読した案件に係る判例は数多くありますので、それをまとめたもので、上段が直近の判例で下段に行くほど古い判例となり、平成19年以降のものを記載したものでございます。左端の可否の覧の○印は政務活動費の充当を認められたもの、×は認められなかったものを示し、右端の欄は自治体名を記しているとともに政党機関紙に係る使途基準が具体的に定められている自治体には○印を付けたものです。この中で高等裁判所までいっているのが3件あり、平成19年の仙台高裁では所属する政党の機関紙購入は政務調査活動ではなく政党活動だとして認められていません。平成28年の東京高裁では、調査研究活動にも有益であるとして認めております。平成29

年の広島高裁では所属する政党機関紙であっても直ちに議会活動の基礎となる調査研究活動との合理的関連性を欠くと認めることはできないとして、充当を認めております。その他の地裁の判例を含め最近の判例の傾向としては、政党機関紙の購読が議会の調査研究活動に当らないとははっきり言えないとし、政務活動費の充当を認めている判例が続いております。このように認められている判例が続いているにも拘わらず、毎年のように訴訟が起こされているということは、住民の側は納得していないということの現れではないかと思われまます。またこの件につきましては、事務局の方で全国市議会議長会へ問い合わせをしております。全国議長会の見解では、確かに認められている判例はあるが、市民感情を鑑みれば政務活動費を充当しない選択肢があるのではないかと。敢えて充当するのであれば市民が納得するような説明が必要である、ということでありました。つまり、市民への説明責任は実際に政務活動費を充当する議員にあります。説明してもなお、市民が納得しない場合は訴訟を起こされる可能性があるということなんだろうと思います。2ページをお送りお開きください。1番に他の自治体の状況をネット上で検索して調べたものを纏めました。その結果、政務活動費の使途基準に政党機関紙の取り扱いについて規定している場合の書き方の分類は3つに分類されます。一つが1に記載のとおり、所属している政党であろうとも、他の政党であろうとも購入を認めるとははっきり規定しているもの。2つ目が2の所属する政党の機関紙購入は認めないが、他の政党の機関紙購入を認めると規定しているもの。3つ目が政党機関紙は全て認めないと規定しているものでありまして、この様にはっきりと規定している自治体の中では2の所属する機関紙の購入を認めていないケースが一番多い状況でありました。県内の主要自治体につきましては、水戸市が2のケース、日立市は明記していないが、そもそも機関紙購入は政党活動として位置付けていることから認めていないとのことでした。古河市とつくば市は明確な基準がないけれども収支報告書に上がってきたものは認めているということで、対応が分かれておりました。調査した感覚では、明確に機関紙購入について規定している自治体は非常に少ないものと思われまます。また、そもそも機関紙の購入を政党活動とみなし、規定がなくても購入を認めていない自治体が相当数あるものとも思われまます。これらの状況を踏まえて本市議会の手引きを改正する場合の改正案を2の表にお示しいたしました。表の右側が現在の手引きの資料購入費についての規定であり、最後の段落に新聞購読について規定しております。朗読しますと、新聞購読料については、会派において各所属議員ごとに3紙を限度に自宅で購読できる。議員の場合も同様とする。ただし、会派控室に備える新聞と同じものの購読は認めない。となっております。そのあとに記載されております案1から案3までのいずれかを規定してはいかかなと思うものであります。案1は政党及び政党に関する団体が発行する機関紙等の出版物については、調査研究のために必要がある場合に限り、必要最小限の部数を購入することができますとします。基本的には認めるものの、無制限に認めるのではなく、必要に応じて必要最低限の部数に限り認めるという案でございます。2番目として会派の所属議員が所属する政党及び政党に関する団体が発行する機関紙等の出版物については、購入を認めない。議員の場合も同様とする。自身が所属する政党機関紙は認めない

が、他の政党のものは認めるといふものです。3つめは、政党及び政党に関する団体が発行する機関紙等の出版物については、購入を認めない。これは一切認めないといふものです。事務局からの提案としては、この3つの案となりますので御協議をお願いいたします。また、決定した改正案につきましては今年度分から適用することがベストだろうとの考えから、表の下のコメ印に記載のように令和4年4月1日に遡及して適用することとしてはどうかと考えてございます。なお、議運で決定した改正案につきましては、本年3月に改正したときと同じように、全協で全議員に改正案を提示し、意見があれば提出していただき改めて議運で協議するという手続きを進めて参りたいと考えております。説明は以上です。

○海老原委員長 ただ今事務局より案1から案3までが出されました。これについて御協議をお願いします。

○篠塚委員 仙台高裁の判例にあるとおり、議員が所属する政党機関紙は政務活動費ではなくて政治活動であろうと思います。しかしながら他の政党に関する資料も調査研究をする重要な資料でありますので、案2会派の所属議員が所属する政党及び政党に関する団体が発行する機関紙等の出版物については、購入を認めない。というような案2が私はよろしいかと思ひます。

○鈴木委員 まだ決めかねているんですけど、少なくとも案3政党及び政党に関する団体が発行する機関紙等の出版物については、購入を認めない。とあるんですが、これは機関紙以外の出版物で、非常に勉強になる本というのも各政党が発行しているはずなんです。そういうものまで購入を認めないということになっちゃうんですかね。案3は。

○天貝事務局次長 案1から3まで機関紙等ということになっております。今鈴木委員がおっしゃったように各機関が発行する書籍であるとか、パンフレットであるとか費用が発生するものについては同様のものと捉えています。

○鈴木委員 そうなると例えば自民党の税制調査会が税金についての改正なんかを自民党の政務調査会の中で作って発行することもあるんですね。そういうものも政務活動費に認めないということになってくると、それはちょっと違ってくる気がするんで案3は賛同できないかなと思ひます。1か2に判断するかはまだちょっとできないです。

○天貝事務局次長 今鈴木委員がおっしゃったように細かいこういう団体が発行したものはどうだとかとなると非常に幅広くなります。判断が難しいと思ひれます。事務局で考えておりますのは、当然政党が発行している機関紙、新聞ですとかはなかなか厳しいのかなと思ひますけど、今おっしゃったような税制調査会の報告書などは費用が発生したり無料で読めたりあろうかと思ひますが、具体的にはこちらは総務市民委員会で審査をしますので、収支報告書に挙げられてきた段階でそれが政党及び政党に関する団体が発行するものかどうか審査していただくしかないかなと思ひております。その中で判断する指針となるものが、総務省の方で政治団体の定義づけを行っております。どういふものかと申しますと、政党それから政治資金団体、その他の政治団体、政治資金管理団体に分けられております。その他の政治団体というのは主義主張団体。推薦団体。後援団体。特定パーティ開催団体ということで定義されておりますので、これを指針に総務

市民委員会で具体的な審査をしていただくという他はないかなと思っております。

○**下村委員** そもそも政党に所属するというのはその政党が好きだからいくわけですよ。本来は政党の機関紙を買ったり、政党の発行している本を買ったりすることは自分が買うべきであって、政務活動費を使うことがおかしいんじゃないかと私はそういうふうを感じるわけです。政務活動費というのは市民の税金からきているわけです。政党のためにやっているわけじゃない。政党に所属した人がその政党の名の下に議員になって活動するんだけど、それはその政党が好きだからやっているわけだから、市民の意識とかけ離れちゃうんじゃないかと。これは結果として私の思うには次長が全国議長会に問い合わせた結果が正しいと思うんです。

○**海老原委員長** 確認しますが所属する政党があっても無所属であれば問題ないということですか。

○**天貝事務局次長** 土浦市議会には共産党土浦市議団や公明党土浦市議団などがありますが、その他の方は無所属となっております。そういった中でも黨員になっている方もいらっしゃるかと思いますが、市民感情を考えますと入っているんじゃないかということになるかと思えます。

○**篠塚委員** 細かくすると議論がなかなか着地地点に落ち着かないので。4月1日に施行しないと政務活動費の結論が出ないわけですよ。総務市民委員会に付託されても、結論が出ていなければ総務市民委員会で判断するのは非常に難しい。そのためにこれを作ってくれているのだと思えますので。先ほど出版物の件に関しては非常にわかりにくいと思えます。ただ機関紙等と入れないと大変なので。どうするかというと、購入を認める前にただし書を入れるか、あとに入れるか総務市民委員会で求めた場合は入れるかどうか。政党の出版物はいっぱいあるのでそこまで規制するのはどうか。その辺も含めてなんで第2案を改良すると。ただし書を入れるということであれば良いんじゃないかと思えます。

○**下村委員** 先ほど次長の説明からすると新聞について議論すれば良いんじゃないですか。

○**天貝事務局次長** 総務市民委員会で問題になったのは新聞機関紙に限定されたものがありますけど、他の自治体の手引等を見てもみると、やはりこういった書き方をしているところがあるということでございますので、事務局としてはこの際ですから、政党が発行する書籍であれば同じように考えるべきではないかと考えたものですから、こういった案をお示しいたしました。

○**下村委員** 新聞については認められないけど、有効だと考えられる機関紙について総務市民で認められるものについてはという感じにできませんか。

○**天貝事務局次長** 手引について改正していくのは議会運営委員会の所管ですので、そういった決定になれば、そういった書き方にするのは問題ないと思えます。あとは市民感情という点だと思います。

○**下村委員** では提案します。政党の新聞は認められない。ただし発行物で非常に良いと思われ、総務市民委員会が認めるものについては認めると。



○海老原委員長 下村委員。前提は2番ということ。

○下村委員 なんとなく違うんですよ。

○海老原委員長 今の意見は基本的に2番でただし書をつけるということではないんですか。

○下村委員 文でいうとこうなっちゃうんだけど、なぜその政党に所属したのかというのが大切で、所属している新聞機関紙を出してきたことが意識的に違うということ。

○海老原委員長 前提としては2番にただし書を入れるということで。

○下村委員 2番でただし書を入れてください。

○今野委員 ただ今の下村委員の意見ですけど、新聞は認めないけど出版物は認めるというのは非常にぶれるというか曖昧で、諮りづらいということが出てくるような気がします。ですのでここは全ての出版物に関して総括的に考えていただいた方が同じことにならないような気がします。

○海老原委員長 今野委員も基本的には2番ということで。

○今野委員 そうですね。

○塚原委員 私も2番なんですけど、今野委員の言うように決める側からすると非常に曖昧になってしまうのではないかと思うので、原則的に2番で機関誌等は認めないと。2番が1番良いのではないかと。実際総務市民委員会で判定する立場からすると非常に難しいんじゃないかと思しますので、私も2番がよろしいと考えます。

○平石副委員長 私の考えとしては皆さんがおっしゃるように、私も公明党に所属しておりますのが、政務活動費に出したことはないんですね。というのは政党活動というふうに位置付けられていましたので政務活動費に出すべきではないなという考えでした。そういうことになると、1、2、3の中からどれかということになれば2番なのかなというように個人的には考えます。

○鈴木委員 案2で良いような気がするんだけど、まだグリーゼンなのでただし書などを考えて欲しいんだけど、そもそも市民感情と次長おっしゃいましたけど、市民感情で1番言われるのが新聞購読料については、会派において各所属議員ごとに3紙を限度に自宅で購読できるという所なんですよ。そっちがいずれ議論していかないと政党の機関紙だけではないと思う。なぜ議員は新聞をただでという話になるんだよね。そう聞かれた時に私は答えを持っていないんです。なぜ議員は政務活動費の中で3紙使えるんですかと聞かれた時にどう答えれば良いか教えてください。

○篠塚委員 今のお話なんですけど、政務活動費は政策の調査研究をするための費用でございまして、新聞というのはそのための重要なツールだと思います。購読するのは調査研究をするために必要だと思いますので、それは入れておくべきだと思います。何紙というのは申し合わせ事項なので本議会内で決めていけば良いことだと思います。後先ほど案2の中で総務市民委員会で政務活動費は全部審査をして認定するとなっておりますので、その道しるべとしてただし書みたいなものを入れていただきたい。なお、その時に政党が出した資料でも政策として必要な資料であれば認めれば良いわけですから、総務市民委員会に任せた方が良いかと思えます。グリーゼンというのは必ず出てきます

ので、そこを明確にするために総務市民委員会にて審査をしているわけですから、任せられるようにただし書を入れれば良いと感じます。

○鈴木委員 私も議員なので篠塚委員のおっしゃったことは非常によく分かるし、市民に対する答えはそれを言うしかないんですね。でも感情的に市民は議員報酬をもらっているんだろうと。なんでそこから新聞代を出さないんだというところが残っているので、新聞購読料という所も今すぐどうのこうのということじゃないんだけど、将来的には考えていった方が良くと思います。政務活動費そのもののあり方というのは、政党の機関紙に限らず、常に議運の場で確認をしながら市民が納得していただける方向に持って行くべきだと思います。だから案2で良いです。

○今野委員 状況はその時によって変わってきますので、市民感情もそれに即して変わってくると思います。市民感情は非常に大切なことだと思いますので、その時その時で鈴木委員がおっしゃったように変えていくべきだと。新聞は自宅で保管をするという項目も、今デジタルで読めますのでこれをどうするか、技術の進歩で変わってきますのでその都度見直しが必要になってくると思います。

○海老原委員長 今、今野委員から出たデジタルについてもいいんだよね。

○天貝事務局次長 前回その件につきましては改正しております、電子書籍を購入した場合は、購入した議員が保管するものとするということになっております。先ほどの資料の右側に記載されておりますが、新聞購読については今のところ電子書籍による購入というのは、規定によると認められないというように判断ができます。

○海老原委員長 新聞は今のところデジタルはだめということで。

○天貝事務局次長 ただ、電子書籍により購入したものは議員個人が保管するということになります。自宅で購入した新聞については消耗品扱いになるためこの議員の方で処分しても構わないと全国議長会の例にはあります。

○今野委員 私今デジタルでとっているんですけど、非常に便利なんですね。隙間時間に見られたりとか。やはり利便性を考えると、電子版がだめということではなくて認める方向にシフトしていくべきなのかなと。していただきたいなと思います。便利なものは便利に使った方がよろしいかと思います。

○海老原委員長 デジタルでとっているの。領収書は。

○今野委員 発行されます。

○海老原委員長 区別は付くの。

○今野委員 紙の新聞は何々販売店という領収書になりますけど、デジタルは日経新聞電子版だとか茨城新聞デジタルとかになりますのでそれは明確です。

○天貝事務局次長 訂正です。政務活動費のてびきの中で1番の概要というところで、資料購入費というものがどの様なものかという位置づけがございまして、会派議員が行う図書資料等の購入に要する経費ということで位置づけがされております。その中で新聞もその中に位置づけされるという判断で今までやっておりましたので、電子書籍もそれに含まれるということなので問題ございません。

○今野委員 大丈夫なんですね。というのは私出しているんです。

○海老原委員長 それではお諮りする前に篠塚委員から2案にただし書を入れてはという意見がありました、けっこうグレーな部分が多いので案2でやっていくということではいかがでしょうか。

○篠塚委員 改正されるわけですね。書類が残るので、それを読むと購入は認めないと書いてありますので、これをそのまま載せてしまうと今の議論の中では適正でないと考えますので、直すのであればただし書をただし総務市民委員会で受け入れたものに関しては許可するとかはどうでしょうか。

○海老原委員長 今ただし書として総務市民委員会で認めたものは。

○篠塚委員 ただし政務活動費として付託された委員会で認められたものに対しては許可するという書き方はいかがでしょうか。総務市民委員会と入れるとその時に委員会があるか分からないので。規約は直したらそうそう変えるものではないと思うので。

○鈴木委員 案2で機関紙は購入を認めないとやってしまえば。出版物については委員会の判断に委ねるといような書き方にしてはいかがでしょうか。出版物と機関紙と一緒に並べちゃうから。機関紙は認めないと決めちゃって出版物については、その都度委員会の方が指針を持って判断するとしてしまえば良いんじゃないかと。

○篠塚委員 今鈴木委員が言われたとおり短くするのであれば、出版物を外してしまえば。

○海老原委員長 ただ今篠塚委員から出版物を外すということ。

○天貝事務局次長 解釈からいいますと、機関紙等というのは新聞、それから書籍、その他パンフレット類を指すと解釈できますので、出版物だけを削除しただけでは議論されているものの解決にはならないと思います。

○塚原委員 先ほど鈴木委員からあったように機関紙については認めない。ただし出版物については。上にありますけど、調査研究のために必要がある出版物については、先ほどの委員会の判断に基づいて購入とかしておかないと思うんですけど。

○天貝事務局次長 皆さんのおっしゃったことを反映するとすれば、発行する新聞については認めない。その他出版物については所轄委員会の判断に委ねるみたいな規定の仕方。

○海老原委員長 では確認の為にもう一度。

○天貝事務局次長 そもそも案2というのは自身が所属する機関紙等はだめだよと。他の政党のものは良いですよというものですので、自身が所属している団体の出版している新聞以外のものはだめですよという大前提があります。そこにただし書で新聞以外の出版物は自身の所属している政党の出版物はだめだよということになります。よろしいでしょうか。

○下村委員 私方の政党の新聞をとっても大丈夫ということ。

○天貝事務局次長 はい。

○海老原委員長 確認しますが、所属する政党の新聞はだめで、他は良いということ。

○篠塚委員 難しいことはなくして、機関紙のあとの等と出版物は消して、認めないとしましょうよ。それで問題はありますか。

○今野委員 それにしてしまうと出版物は認めるということ。

○篠塚委員 それは総務市民委員会でやるということ。まとめると新聞とか出版物に関しては自分が所属する団体はだめですではなく新聞だけにしましょうよということ。案2を新聞と機関紙にとどめてはどうかということ。そのほかは総務市民委員会に諮るということではいかがですか。

○海老原委員長 ただ今篠塚委員から出されました第2案の文章の機関紙等の出版物についてという部分の等と出版物を削除するという案でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○海老原委員長 第2案の文章の機関紙等の出版物についてという部分の等と出版物を削除するという事で事務局よろしいでしょうか。

○天貝事務局次長 そうしますと自身の所属する新聞はだめだよと。ただしその他の出版物は良いよということで。

○海老原委員長 では結論としては第2案の文章の機関紙等の出版物についてという部分の等と出版物を削除するという事になります。この件についても、全員協議会において、私から改正案の説明をした上で全議員から御意見をいただく段取りで進めて参ります。次に、協議事項5議員研修会について、事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 資料6をお願いします。今年度の議員研修の御案内になりまして、日時が本年10月11日火曜日の午後1時半からとなります。講師は森川あやこ氏で演題は愛されるリーダーになるためのコミュニケーションで、内容は記載の通りでございます。時期が先の話ではありますが、日程等決定いたしましたので予めお伝えするもので、近くなりましたら改めて御通知いたします。

○海老原委員長 皆様、御質問等がございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、この件につきましては事務局説明のとおりとさせていただきます。他にありますか。

○天貝事務局次長 全国及び茨城県の議長会から篠塚議員と小坂議員に表彰がございます。つきましては定例会初日の冒頭に議長及び副議長から表彰状の伝達を行うこととなりますので御報告いたします。

○海老原委員長 お二人おめでとうございます。その他ありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 なければ、以上ですが、本日の資料は、各議員にこの後、非公表とするものではありませんか。事務局いかがですか。

○天貝事務局次長 ございません。

○海老原委員長 なければ、すべての資料を公表とさせていただきます。

○海老原委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。